

**媒介契約書の特約事項等に基づき
固定資産評価証明書等の交付申請をされる方へ**

なりすましなどによる証明書等の不正な交付申請を防止し、納税者の個人情報保護のため、下記の取り扱いを令和８年８月１日より徹底させていただきますのでご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 媒介契約書は原本をご提示ください。

原本の提示が困難である場合は、原本証明をしている当該契約書の写し又は依頼者の委任状を提出してください。

※原本証明

複写した契約書に、別途「日付、氏名（名称）及び「契約内容は原本と相違ない」旨の記載、代表者印」を記載・押印ください。

2 電子媒介契約書は依頼者の電子署名が確認できるもののみ対応可能です。

下記メールアドレスまで電子契約書のpdfをご提出ください。

依頼者の電子署名が確認できない場合は、原本証明をしている契約書の写し又は依頼者の委任状を提出してください。

3 媒介契約書に証明書の取得又は課税台帳の写しの閲覧に関する委任事項が明記されていない場合は、証明書の発行及び台帳の閲覧はできません。別途依頼者の委任状を提出してください。

また、契約書に記載のない物件の証明は発行できません。

4 媒介契約書は有効期間内のものに限り受付できます。

契約期間が更新されている場合は、別途その旨が確認できる書類が必要です。

5 媒介契約書に記載されている依頼者の住所等が、転居等により本市に登録されている住所等と異なる場合には、別途「固定資産税関係証明等申請書」に本市に登録されている住所等の記載が必要です。

6 上記取扱いは、窓口・郵送共に同様となります。

（担当）

納税課

Tel 076-443-2026

Mail nouzei-01@city.toyama.lg.jp

資産税課

Tel 076-443-2034

Mail sisanzei-01@city.toyama.lg.jp